

# 公益社団法人自動車技術会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人自動車技術会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

### (支部)

第3条 この法人は、総会の議決を経て、必要の地に支部を置く。

- 2 支部には、それぞれ支部長を置く。
- 3 支部の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会においてこれを定める。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第4条 この法人は、自動車に係わる学術及び科学技術の進歩発達に関する事業を行い、学術文化の振興及び産業経済の発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調査及び研究
  - (2) 研究発表会及び学術講演会等の開催
  - (3) 学術誌及び学術図書の刊行
  - (4) 人材の育成
  - (5) 規格の作成及び普及
  - (6) 内外の関連機関、団体等との提携及び交流
  - (7) 研究の奨励及び研究業績の表彰
  - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員及び社員

### (法人の構成員)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 自動車に係わる科学技術に関し学識・経験を有する者
- (2) 学生会員 大学又は高等専門学校（これに準ずる施設を含む。）の学生生徒等であって自動車に関心を有する者
- (3) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し又は事業の運営に協力する法人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人の目的達成に多大な貢献のあった者又は自動車に係わる科学技術に関し顕著な功績があった者で、総会において推薦された者

- 2 この法人の社員は、正会員の中から選出される 200 人以上 250 人以内の代議員をもって社員とする。代議員の定数は、代議員選挙の都度、理事会で定める。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することがで

きる。

- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
  - 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、2月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
  - 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
  - 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
    - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
  - 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る議決が効力を有する期間は、選挙後最初に実施される第6項の代議員選挙終了のときまでとする。
  - 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。
    - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
    - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
    - (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
    - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
    - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
    - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
    - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
    - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
  - 11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）
- 第7条 この法人の会員（名誉会員を除く。）となる者とする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。
- （経費の負担）
- 第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、名誉会員はこの限りではない。
- 2 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。
- （任意退会）
- 第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- （除名）
- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することがで

きる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長又は当該総会において出席している代議員の中から選出された者がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(議決)

第18条 総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者数の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 45名以上50名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名以上2名以内を副会長、19名以上24名以内を会務担当理事、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、会務担当理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

2 会長、副会長、会務担当理事及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、会務担当理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長、会務担当理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の損害賠償責任の免除)

第24条 理事又は監事は、善良なる管理者の注意をもって、その職務を行わなければならないが、その任務を怠って法人に損害を与えた場合には、この法人に対し、その損害を賠償する責任を負う。

2 理事又は監事の賠償責任については、理事又は監事が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、理事会の議決により法令に定める額を限度として免除することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、会務担当理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議決)

第31条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類（公益目的取得財産残額の算定）

第36条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（保有株式の議決権行使）

第37条 この法人は、保有する株式（出資）に係わる議決権を行使してはならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第38条 この定款は、総会の議決によって変更することができる。

（解散）

第39条 この法人は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 専門組織等

（設置等）

第42条 第5条に掲げる事業を推進するために、理事会の議決により、専門組織等を設置することができる。

2 専門組織等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第10章 事務局

（設置等）

第 43 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 1 2 章 補則

(細則)

第 45 条 この定款の施行について必要な細則は、特に定めてある場合を除くほか、理事会の議決を経てこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。（2011 年 4 月 1 日登記）
- 2 この法人の最初の会長は浜田昭雄とする。
- 3 整備法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第 6 条第 2 項から第 9 項と同等の方法で予め行われる代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。なお、最初の代議員の任期は、第 6 条第 6 項の定めにかかわらず、選任の 1 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。